

大口町告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、令和元年7月16日から、大口町の別図第1に示す区域において、字の区域を別図第2のとおり設定する。

令和元年7月15日

大口町長 鈴木雅博

丹羽郡扶桑町

丹羽郡大口町

別図第 1

垣田

中小口一丁目

上小口一丁目

字西野合

中小口一丁目

字定光寺

字丸の内

字上山伏

中小口一丁目

字地藏堂

字金三西

余野三丁目

字下山伏

上小口三丁目

字下之段

大字小口

字宮之前

字馬場

字城屋敷

大字余野
字宮前

中小口二丁目

字下万願寺

城屋敷一丁目

字山中

凡	例
実施区域	
市町村界	
大字界	
字界	

丹羽郡扶桑町

丹羽郡大口町

別図第 2

垣田

中小口一丁目

上小口一丁目

中小口一丁目

中小口一丁目

余野三丁目

上小口三丁目

なかおぐちいっちょうめ
中小口一丁目

なかおぐちにちようめ
中小口二丁目

中小口二丁目

城屋敷一丁目

凡	例
実施区域	
市町村界	
字界	